

納税環境整備 P T について（案）

- 納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税に関わる番号制度の導入などについて検討を行うため、納税環境整備 P T を設ける。なお、本 P T の検討に当たっては、国税不服審判所の改革については行政不服審査全体の見直し、社会保障・税に関わる番号制度については「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」の検討状況を、それぞれ勘案しつつ検討を進めるものとする。また、専門家委員会・納税環境整備小委員会の検討結果も踏まえるものとする。
- 納税環境整備 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の出席を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 財務副大臣（企画委員会主査）
座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）
財務大臣政務官（企画委員会事務局長）
総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）
内閣府副大臣（企画委員会メンバー）

- 納税環境整備 P T においては、平成 23 年度税制改正に盛り込むべき事項等を取りまとめ、税制調査会に報告する。

平成 22 年度税制改正大綱（抜粋）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

1. 納税環境整備

（1）納税者権利憲章（仮称）の制定

「代表なくして課税なし」の言葉に象徴されるように、議会制度は税と共に発展してきたといっても過言ではありません。つまり、議会制民主主義における税のあり方は、あくまでも税を納める主権者たる国民の立場に立って決められるべきものです。国民主権にふさわしい税制を構築していくため、納税者の税制上の権利を明確にし、税制への信頼確保に資するものとして「納税者権利憲章（仮称）」を早急に制定します。

納税者の権利を守るための具体的な改革として、更正等の期間制限が課税庁からの更正と納税者からの修正で異なる点について見直していきます。特に課税庁の増額更正（事後的な納税額の増額）の期間制限が 3～7 年であるのに対して、納税者からの

更正の請求（事後的な納税額の減額）の期間制限が1年であることは納税者の理解を得られにくく、早急に見直す必要があります。

（２）国税不服審判所の改革

税が議会制民主主義の根幹であることを考えれば、個別の課税事案に対して納得できない納税者の主張を聞く「国税不服審判所」は、民主主義にとって極めて重要な機関です。

しかし、国税不服審判所の現状は、この重要な役割を果たすには十分ではありません。特に、その機能を果たすために最も重要な審判官の多くを国税庁の出身者が占めていることは問題です。そのほかにも証拠書類の閲覧・謄写が認められていないなどの問題があります。

これらの観点から、国税不服審判所の組織や人事のあり方、不服申立前置主義の見直し、不利益処分理由附記などについて、行政不服審査制度全体の見直しの方向を勘案しつつ、納税者の立場に立って、適正な税務執行が行われていることが国民に明らかになるよう、必要な検討を行います。

（３）社会保障・税共通の番号制度導入

社会保障制度と税制を一体化し、真に手を差し伸べるべき人に対する社会保障を充実させるとともに、社会保障制度の効率化を進めるため、また所得税の公正性を担保するために、正しい所得把握体制の環境整備が必要不可欠です。そのために社会保障・税共通の番号制度の導入を進めます。

番号は基礎年金番号や住民票コードなどの既存番号の活用、新たな付番など様々な選択肢が考えられます。付番・管理する主体については、（４）で詳述する歳入庁が適当であると考えます。

以上、徴収とも関連しますが、主として給付のための番号として制度設計を進めます。その際は、個人情報保護の観点が必要なことは言うまでもありません。

（６）納税環境整備に係るPTの設置

以上、（１）納税者権利憲章（仮称）の制定、（２）国税不服審判所の改革、（３）社会保障・税共通の番号制度導入、（４）歳入庁の設置、等について、具体化を図るため、税制調査会の下にプロジェクト・チーム（PT）を設置します。特に、（１）（２）（３）については1年以内を目途に結論を出します。

平成 22 年 10 月 6 日

雇用促進税制等 P T について（案）

- 「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」（平成 22 年 9 月 10 日閣議決定）において「税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置」とされたことを踏まえ、雇用促進税制等 P T を設ける。
- 雇用促進税制等 P T においては、平成 23 年度税制改正に向けて、以下の事項について検討し、その結果を税制調査会に報告する。
 - ① 新成長戦略の実現、特に雇用を機軸とした経済成長を推進する観点からの有効な税制措置
 - ② 企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置
- 雇用促進税制等 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の出席を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 財務副大臣（企画委員会主査）
座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）
財務大臣政務官（企画委員会事務局長）
総務大臣政務官
内閣府副大臣
内閣府大臣政務官（経済財政政策担当）
厚生労働副大臣
経済産業省副大臣

新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策（平成 22 年 9 月 10 日 閣議決定）

ステップ 3 平成 23 年度の対応—新成長戦略の本格実施

- （2）雇用促進等のための企業減税
 - ・ 新成長戦略の実現、特に、「雇用」を機軸とした経済成長を推進する観点から、政策税制措置を平成 23 年度税制改正において講ずる。このため、①健康・環境分野等をはじめとする雇用の創出のほか、②正規雇用化、③育児支援、④障がい者雇用などの視点を踏まえ、例えば、雇用の増加に応じ、企業の税負担を軽減する措置を講ずるなど、有効な税制措置の具体化を図る。
 - ・ また、企業の環境関連の設備投資・技術開発等を推進するための税制上の措置を講ずる。
 - ・ このため、「日本国内投資促進プログラム」の検討と並行して、上記の税制措置について、税制調査会に雇用促進税制等の検討を行うプロジェクトチームを設置し、早急に議論を開始する。

租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関する
P T について（案）

- 平成 22 年度税制改正からの 4 年間で行う政策税制措置（租税特別措置及び税負担軽減措置等のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行うもの）の抜本的な見直しを推進しつつ、法人実効税率の引下げ等の検討に際し必要となる課税ベースの拡大等の財源確保策について検討を行うため、租税特別措置・税負担軽減措置等の見直し及び課税ベースの拡大等の検討に関するプロジェクトチーム（租特等 P T）を設ける。
- 租特等 P T は、その検討結果を税制調査会に報告する。
- 租特等 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の出席を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 財務副大臣（企画委員会主査）
座長代理 総務副大臣（企画委員会主査代理）
財務大臣政務官（企画委員会事務局長）
総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）

（参考 1）平成 22 年度税制改正大綱（平成 21 年 12 月 22 日 閣議決定）（抄）

第 2 章 新しい税制改正の仕組み

2. 「ふるい」、租特透明化法（仮称）

（1）「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

（略）租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で 241 項目、地方税で 286 項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成 22 年度税制改正から始まる今後 4 年間で抜本的に見直します。（以下略）

第 3 章 各主要課題の改革の方向性

3. 法人課税

（2）法人税の改革の方向性

（略）そこで、我が国でも、第 2 章で述べた通り、租税特別措置の抜本的な見直しなどを進め、これにより課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していくこととします。（以下略）

(参考2) 新成長戦略(平成22年6月18日 閣議決定)(抄)

《21世紀日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクト》

フロンティアの開拓による成長

Ⅲ. アジア展開における国家戦略プロジェクト

7. 法人実効税率引下げとアジア拠点化の推進等

日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、法人実効税率を主要国並みに引き下げる。その際、租税特別措置などあらゆる税制措置を抜本的に見直し、課税ベースの拡大を含め財源確保に留意し、雇用の確保及び企業の立地環境の改善が緊急の課題であることも踏まえ、税率を段階的に引き下げる。(以下略)

(参考3) 財政運営戦略(平成22年6月22日 閣議決定)(抄)

Ⅱ. 具体的な取組

2. 財政運営の基本ルール

各年度の予算編成及び税制改正は、以下の基本ルールを踏まえて行うものとする。

(1) 財源確保ルール(「ペイアズユーゴー原則」)

歳出増又は歳入減を伴う施策の新たな導入・拡充を行う際は、原則として、恒久的な歳出削減又は恒久的な歳入確保措置により、それに見合う安定的な財源を確保するものとする。

3. 中期財政フレーム

(2) 歳入・歳出両面にわたる取組

②歳入面での取組

個人所得課税、法人課税、消費課税、資産課税等にわたる税制の抜本的な改革を行うため、早急に具体的内容を決定することとする。こうした税制の改革により、財政健全化目標の達成に向けて、必要な歳入を確保していく。

租税特別措置については、平成22年度税制改正大綱の方針に沿ってゼロベースから見直すこととする。

新たに減収を伴う税制上の措置については、それに見合う新たな財源を確保しつつ実施することを原則とする。

(参考4) 新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策(平成22年9月10日 閣議決定)(抄)

ステップ3 平成23年度の対応—新成長戦略の本格実施

(中略) 法人実効税率の引下げについては、日本に立地する企業の競争力強化と外資系企業の立地促進のため、課税ベースの拡大等による財源確保と併せ、23年度予算編成・税制改正作業の中で検討して結論を得る。

平成 22 年 10 月 6 日

市民公益税制 P T について（案）

- 市民公益税制については、本 P T において「市民公益税制 P T 中間報告書」をとりまとめ、平成 22 年 4 月 8 日に税制調査会で報告した。

市民公益税制 P T においては、中間報告書に記載の諸施策について、平成 23 年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進めるものとする。

- 市民公益税制 P T のメンバーは、以下の者とする。ただし、座長の判断により、必要に応じて他の税制調査会委員の出席を求めることができるものとする（税制調査会のオブザーバーは随時参加可能）。

座長 総務副大臣（企画委員会主査代理）

座長代理 財務副大臣（企画委員会主査）

内閣府副大臣（「新しい公共」担当）

総務大臣政務官（企画委員会事務局長代理）

財務大臣政務官（企画委員会事務局長）

以 上